

交付により、説明を行うことを確保するための措置

二 共済掛金の計算に際して予定解約率を用い、かつ、共済契約の解約による返戻金を支払わないことを約した共済契約の締結に際して、当該組合の役員又は使用人が、共済契約者に対し、共済契約の解約による返戻金がないことを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

三 既に締結されている共済契約（以下「既契約」という。）を消滅させると同時に、既契約の責任準備金（被共済者のために積み立てられている額に限る。以下この号において同じ。）、返戻金の額その他の被共済者のために積み立てられている額を、新たに締結する共済契約（以下「新契約」という。）の責任準備金又は共済掛金に充当することによつて成立する共済契約（既契約と新契約の被共済者が同一人を含む場合に限る。）の共済契約の募集に際して、共済募集人が、共済契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面（イ及びロに掲げる事項にあつては、既契約と新契約が対比できる方法により記載した書面）の交付により、説明を行うことを確保するための措置

イ 第⑤条第一項第二号チに規定する事項及び給付のある主要な特約ごとの既契約及び新契約に関する共済の種類、共済金額、共済期間、共済掛金

ロ 既契約及び新契約に関する共済掛金払込期間その他共済契約に関して重要な事項

ハ 既契約を継続したまま保障内容を見直す方法がある事実及びその方法

四 共済募集人の公正な共済契約の締結又は共済契約の締結の代理若しくは媒介を行う能力の向上を図るための措置

五 共済代理店を置く組合にあつては、次に掲げる基準を満たすために必要な措置

イ 当該共済代理店の利用者の情報の管理が適切に行われること。

ロ 当該共済代理店において、代理業務に係る財産と共済代理店の固有の財産とが分別して管理されること。

ハ 当該共済代理店において行う業務が、組合員の利便に照らし必要なものとして厚生労働大臣が定めるところにより行われるものであること。

ニ 当該組合が当該共済代理店の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずることができること。

ホ 当該共済代理店が法第十条第二項の規定により保険募集を併せ行う場合には、業務の方法に応じ、利用者の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、共済契約と保険契約との誤認を防止するため、次に掲げる事項の説明を行うこと。

- (1) 共済契約ではないこと。
- (2) 契約の主体
- (3) その他共済契約との誤認防止に関し参考となると認められる事項

六 前各号に定めるもののほか、共済契約の締結又は共済契約の締結の代理若しくは媒介に際して、共済募集人が、共済契約者及び被共済者（共済契約の締結時において被共済者が特定できない場合を除く。）に対し、共済契約の内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他の適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置

（保険契約と共済契約との誤認防止）

第⑨条 共済事業を行う組合は、法第十条第二項の規定により保険募集を行う場合には、契約の種類に応じ、利用者の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、共済契約と保険契約との誤認を防止するため、次に掲げる事項の説明を行わなければならない。

一 共済契約ではないこと。

（新規）

二 契約の主体

三 その他共済契約との誤認防止に関し参考となるべき事項

(共済事業を行う組合と他の者との誤認防止)

第④条 共済事業を行う組合は、電気通信回線に接続している電子計算機を利用してその共済事業を行う場合には、利用者が当該組合と他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

(共済事業を行う組合の内部規則等)

第⑤条 共済事業を行う組合は、共済事業の内容及び方法に応じ、利用者への知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な共済事業の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。)に関する内部規則等(内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。)を定めるとともに、役員又は使用人に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて共済事業が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(個人利用者情報の安全管理措置等)

第⑥条 共済事業を行う組合は、その取り扱う個人である利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督に際して、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(返済能力情報の取扱い)

第⑦条 共済事業を行う組合は、信用情報に関する機関(資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及び当該組合に対する当該情

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

報の提供を行うものをいう。)から提供を受けた情報であつて個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

(特別の非公開情報の取扱い)

第⑨条 共済事業を行う組合は、その業務上取り扱う個人である利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されていらない情報をいう。)を、当該業務の適切な運営の確保その他の必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

(純資産額)

第⑩条 (略)

(契約条件の変更の申出)

第⑪条 共済事業を行う組合は、法第五十三条の四第一項の規定による申出を行おうとするときは、申出書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一 理由書

二 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失処理計算書その他の最近における財産及び損益の状況を知ることができる書類

(新規)

(純資産額)

第五条の三 法第五十一条第三項の純資産額は、最終の貸借対照表において、資本の部の合計額として表示された金額とする。

2 前項の規定にかかわらず、最終の貸借対照表を作成した日後に行われた出資金の払込み、剰余金の割戻し、合併、その他これらに類する行為によつて組合の純資産額が増加し又は減少した場合における法第五十一条第三項の純資産額は、前項の金額に当該増加の額又は減少の額を加算又は控除した金額とする。

(新規)

三 その他参考となるべき事項を記載した書類

(契約条件の変更に係る総会の招集通知の記載事項)

第㉔条 法第五十三条の七第三項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 契約条件の変更がやむを得ない理由
- 二 契約条件の変更の内容
- 三 契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測
- 四 共済契約者等（法第十二条の二第二項に規定する共済契約者等をいう。以下同じ。）以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項
- 五 経営責任に関する事項
- 六 その他契約条件の変更に関し必要な事項

(契約条件の変更に係る備置書類)

第㉕条 法第五十三条の九第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 契約条件の変更がやむを得ない理由
- 二 契約条件の変更の内容
- 三 契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測
- 四 共済契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項
- 五 経営責任に関する事項
- 六 その他契約条件の変更に関し必要な事項

(共済調査人の選任等)

第㉖条 行政庁は、法第五十三条の十第一項の規定により共済調査人を選任したとき、又は同条第三項の規定により共済調査人を解任したときは、その旨及び当該共済調査人の商号、名称又は氏名を同条第五項に規定する被調査組合に通知するものとする。

(新規)

(新規)

(新規)

(契約条件の変更に係る承認)

第⑤条 共済事業を行う組合は、法第五十三条の十三第一項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 総会（総代会を含む。以下同じ。）の議事録
- 三 法第五十三条の七第一項の議決に係る契約条件の変更の内容を示す書類
- 四 第⑤条各号（第二号を除く。）に掲げる書類
- 五 その他参考となるべき事項を記載した書類

(契約条件の変更に係る通知書類)

第⑥条 法第五十三条の十四第二項に規定する厚生労働省令で定める書類は、第⑤条各号（第二号を除く。）に掲げる事項を示す書類とする。

(共済契約に係る債権の額)

第⑦条 法第五十三条の十四第四項に規定する厚生労働省令で定める金額は、共済掛金積立金を積み立てる共済契約にあつては第一号に掲げる金額とし、それ以外の共済契約にあつては第二号に掲げる金額とする。

- 一 法第五十三条の十四第一項の公告（以下「公告」という。）の時に於いて被共済者のために積み立てるべき金額
- 二 共済契約に定めた共済期間のうち、公告の時に於いて、まだ経過していない期間に対応する共済掛金の金額

(契約条件の変更後の公告事項)

第⑧条 法第五十三条の十五第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第五十三条の十四第一項から第四項までに規定する手続の経過とする。

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(削除)

(出資の総額の最低限度)

第⑨条 法第五十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める区分は次の各号に掲げる区分とし、同項の厚生労働省令で定める額は当該区分に応じ当該各号に定める額とする。

- 一 共済事業を行う消費生活協同組合であつてその組合員の総数が令第十八条に定める基準を超えるもの 一億円
- 二 共済事業を行う連合会 十億円

(創立総会の議事録)

第⑩条 法第五十六条第四項の規定による創立総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

- 2 創立総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。
- 3 創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - 一 創立総会が開催された日時及び場所
 - 二 創立総会の議事の経過の要領及びその結果
 - 三 創立総会に出席した発起人又は設立当時の役員の名又は名称
 - 四 創立総会の議長の名
 - 五 議事録の作成に係る職務を行つた発起人の氏名又は名称

(設立の認可申請)

【消費生活協同組合法施行規則】

(設立賛成者の募集)

第六条 法第五十四条の規定により発起人が組合設立の賛成者を募ろうとするときは、同条に掲げる書類の内容を組合員たる資格を有する者に広く周知せしめるような方法を講じなければならない。

(新規)

(新規)

【消費生活協同組合法施行規則】

(設立の認可申請)

第⑤条 法第五十七条第一項の規定により提出する役員名簿には、役員の名、住所、経歴を記載しなければならない。

2 法第五十七条第一項の規定による設立の認可の申請書には、発起人がその代表者を定めたときは、その権限を証する書類を添附しなければならない。

(解散の認可申請)

第⑥条 法第六十二条第二項の規定による総会の議決による解散の認可の申請書には、理由書、総会の議事録の謄本、財産目録及び貸借対照表を添附しなければならない。

(継続の認可申請)

第⑦条 法第六十三条第一項ただし書の規定による組合の継続の認可の申請書には、組合員の三分の二以上の同意を証する書面を添附しなければならない。

(吸収合併消滅組合の事前開示事項)

第⑧条 法第六十八条第一項に規定する吸収合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六十六条第四号に掲げる事項についての定め(当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと)の相当性に関する事項

二 吸収合併消滅組合の組合員に対して交付する金銭等の全部又は一部が吸収合併存続組合の持分であるときは、当該吸収合併存続組合の定款の定め

三 吸収合併消滅組合の組合員に対して交付する金銭等の全部又は一部が吸収合併存続組合以外の法人等(法人その他の団体をいう。以下同じ。)の株式、持分、社債等その他これらに準ずるも

第八条 法第五十七条第一項の規定により提出する役員名簿には、役員の名、住所、経歴を記載しなければならない。

2 法第五十七条第一項の規定による設立の認可の申請書には、発起人がその代表者を定めたときは、その権限を証する書類を添附しなければならない。

【消費生活協同組合財務処理規則】

(解散の許可申請)

第九条 法第六十二条第二項の規定による総会の議決による解散の認可の申請書には、理由書、総会の議事録の謄本、財産目録及び貸借対照表を添附しなければならない。

【消費生活協同組合法施行規則】

(継続の認可申請)

第十条 法第六十三条第一項但書の規定による組合の継続の認可の申請書には、組合員の三分の二以上の同意を証する書面を添附しなければならない。

(新規)

のである場合（当該吸収合併契約につき吸収合併消滅組合の総組合員の同意を得た場合を除く。）において、次のイからハまでに掲げるときは、当該イからハまでに定める事項（当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合にあつては、当該事項（氏名又は名称に係る事項を除く。）に相当する事項を日本語で表示した事項）

イ 当該金銭等が当該法人等の株式、持分その他これらに準ずるものである場合 当該法人等の定款その他これに相当するもの内容 当該法人等がその貸借対照表その他これに相当するもの内容（法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しているものでない場合 当該法人等の過去五年間の貸借対照表その他これに相当するもの（設立後五年を経過していない法人等にあつては、成立後の各事業年度に係るもの）の内容

ハ 当該法人等について登記（当該法人等が外国の法令に準拠して設立されたものであるときは、会社法第九百三十三条第一項の外国会社の登記又は非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第二百二十四条の外国法人の登記に限る。）がされていない場合 次に掲げる事項

- (1) 当該法人等を代表する者の氏名又は名称及び住所
- (2) 当該法人等の取締役、会計参与、監査役その他の役員の名又は名称

四 吸収合併存続組合についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る事業報告書、貸借対照表、損益計算書、監査報告及び会計監査報告（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続組合の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な

債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第六十八条の四第一項各号に掲げる日のいずれか早い日（以下この条において「吸収合併契約等備置開始日」という。）後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

五 吸収合併消滅組合（法第六十二条第一項各号の事由による解散により清算をする組合及び法第七十三条において準用する会社法第四百七十五条第二号の規定により清算をする組合（以下「清算組合」という。）を除く。）において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併消滅組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸収合併契約等備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

六 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続組合の債務（法第六十八条の二第六項において準用する法第四十九条及び第四十九条の二の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

七 吸収合併契約等備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

第③条 法第六十八条第二項第四号に規定する厚生労働省令で定めるものは、吸収合併消滅組合の定めたものとする。

（新規）

（吸収合併存続組合の事前開示事項）

第④条 法第六十八条の二第一項に規定する吸収合併契約の内容その

他厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六十六条第四号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

二 吸収合併消滅組合（清算組合を除く。）についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る事業報告書、貸借対照表、損益計算書、監査報告及び会計監査報告（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併消滅組合の成立の日における貸借対照表）の内容は、吸収合併消滅組合の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併消滅組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第六十八条の二第一項各号に掲げる日のいずれか早い日（以下この条において「吸収合併契約等備置開始日」という。）後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

三 吸収合併消滅組合（清算組合に限る。）が法第七十三条において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

四 吸収合併存続組合において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸収合併契約等備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

五 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続組合の債務（法第六十八条の二第六項において準用する法第四十九条及び

（新規）

第四十九条の二の規定により吸収合併について異議を述べることができ、債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

六 吸収合併契約等備置開始日後吸収合併が効力を生ずる日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

(吸収合併存続組合の事後開示事項)

第②条 法第六十八条の二第七項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 吸収合併が効力を生じた日
- 二 吸収合併消滅組合における法第六十八条第四項において準用する法第四十九条及び第四十九条の二の規定による手続の経過
- 三 吸収合併存続組合における法第六十八条の二第六項において準用する法第四十九条及び第四十九条の二の規定による手続の経過
- 四 吸収合併により吸収合併存続組合が吸収合併消滅組合から承継した重要な権利義務に関する事項
- 五 法第六十八条第一項の規定により吸収合併消滅組合が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）
- 六 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

(新設合併消滅組合の事前開示事項)

第③条 法第六十八条の三第一項に規定する新設合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第六十七条第四号に掲げる事項についての定め、の相当性に関する事項
- 二 他の新設合併消滅組合（清算組合を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項
- イ 最終事業年度に係る事業報告書、貸借対照表、損益計算書、

(新規)

(新規)

監査報告及び会計監査報告（最終事業年度がない場合にあつては、他の新設合併消滅組合の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 他の新設合併消滅組合において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、他の新設合併消滅組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第六十八条の三第一項各号に掲げる日のいずれか早い日（以下この条において「新設合併契約等備置開始日」という。）後新設合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

三 他の新設合併消滅組合（清算組合に限る。）が法第七十三条において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

四 当該新設合併消滅組合（清算組合を除く。）において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、当該新設合併消滅組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（新設合併契約等備置開始日後新設合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

五 新設合併が効力を生ずる日以後における新設合併設立組合の債務（他の新設合併消滅組合から承継する債務を除く。）の履行の見込みに関する事項

六 新設合併契約等備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（新設合併設立組合の事後開示事項）

第⑥条 法第六十八条の四第六項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 新設合併が効力を生じた日
- 二 法第六十八条の三第四項において準用する法第四十九条及び第四十九条の二の規定による手続の経過
- 三 新設合併により新設合併設立組合が新設合併消滅組合から承継した重要な権利義務に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

(組合の合併の認可の申請)

第⑨条 法第六十九条第一項の規定により組合の合併の認可を申請しようとする者は、次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 合併理由書
- 二 合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合の定款
- 三 合併契約の内容を記載した書面又はその謄本
- 四 合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合の事業計画書
- 五 合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合の収支予算書
- 六 合併の当事者たる組合が合併に関する事項につき議決した総会又は総代会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
- 七 法第四十七条の二第二項の規定に基づく総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録又はその謄本
- 八 合併の当事者たる組合が作成した最終事業年度末日における貸借対照表(最終事業年度がない場合にあつては、合併の当事者たる組合の成立の日における貸借対照表)
- 九 合併の当事者たる組合が法第六十八条第四項、第六十八条の二第六項及び第六十八条の三第四項において準用する法第四十九条

(新規)

【消費生活協同組合法施行規則】

(合併の認可申請)

第十一条 法第六十五条第二項の規定による合併の認可の申請書には、第四条に掲げる書類のほか合併契約書及び合併後存続する組合又は合併により設立する組合の定款並びに法第六十六条の場合においては、申請者が同条の規定により選任せられた者であることを証する書面を添付しなければならない。

第三項の規定による公告及び催告（同条第五項の規定により公告を官報のほか法第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、法第四十九条の二第二項の規定により当該債権者に対し弁済し、若しくは相當の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相當の財産の信託をしたこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

2 合併により組合を設立しようとする場合にあつては、前項の書類のほか、合併によつて設立する組合の役員の名及び住所を記載した書面並びにこれらの役員を選任及び前項第二号、第四号及び第五号の書類の作成が法第六十八条の四第二項の規定による設立委員によつてなされたものであることを証する書面を提出しなければならぬ。

（権限の委任）

第⑨条 法第九十七条の四第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限（地域又は職域が二以上の地方厚生局の管轄区域にわたる組合に関する権限を除く。）は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第十条第三項に規定する権限

二 法第十二条第四項及び第六項に規定する権限

三 法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百五条、

第三百六条及び第三百七条に規定する権限

四 法第三十条の二第二項（法第三十条の九第五項及び第七十三条において準用する場合を含む。）に規定する権限

【消費生活協同組合法施行規則】

（権限の委任）

第十一条の三 法第九十七条の四第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限（地域又は職域が二以上の地方厚生局の管轄区域にわたる組合に関する権限を除く。）は、地方厚生局長に委任する。ただし、第十九号から第二十五号までに掲げる権限は厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第十二条第三項及び第五項に規定する権限

二 法第二十六条第四項に規定する権限

- 五 法第四十条第四項から第六項及び第八項に規定する権限
- 六 法第五十条の二第五項に規定する権限
- 七 法第五十条の四第一項に規定する権限
- 八 法第五十条の五に規定する権限

九 法第五十条の九に規定する権限

十 法第五十条の十二第二項及び第三項に規定する権限

十一 法第五十条の十三に規定する権限

十二 法第五十条の十四第一項に規定する権限

十三 法第五十三条の四第一項及び第三項に規定する権限

十四 法第五十三条の五に規定する権限

十五 法第五十三条の十第一項から第三項及び第四項において準用する民事再生法第六十一条に規定する権限

十六 法第五十三条の十三第一項に規定する権限

十七 法第五十三条の十七第二項（法第五十三条の十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する権限

十八 法第五十七条第一項に規定する権限

十九 法第五十七条第二項（法第六十二条第三項及び第六十九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する権限

二十 法第五十八条（法第四十条第七項、第六十二条第三項、第六十三条第三項及び第六十九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する権限

二十一 法第五十九条第二項及び第三項（法第四十条第七項、第六十二条第三項、第六十三条第三項及び第六十九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する権限

二十二 法第六十二条第二項に規定する権限

三 法第三十三条第三号に規定する権限
四 法第四十二条において読み替えて準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十六条に規定する権限

五 法第四十三条第三項から第五項まで及び第七項に規定する権限

六 法第五十条の二第五項に規定する権限

七 法第五十条の四第一項に規定する権限

八 法第五十条の六第一項に規定する権限

九 法第五十条の七第一項に規定する権限

十 法第五十七条第一項に規定する権限

十一 法第五十七条第二項（法第六十二条第三項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）に規定する権限

十二 法第五十八条（法第四十三条第六項、第六十三条第三項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）に規定する権限

十三 法第五十九条第二項及び第三項（法第四十三条第六項、第六十二条第三項、第六十三条第三項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）に規定する権限

十四 法第六十二条第二項に規定する権限

二十三 法第六十四条第二項に規定する権限
二十四 法第六十九条第一項に規定する権限

二十五 法第八十九条第二項に規定する権限

二十六 法第九十二条において準用する商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第十四条及び第二十五条第三項に規定する権限

二十七 法第九十二条の二第一項及び第二項に規定する権限

二十八 法第九十三条に規定する権限

二十九 法第九十三条の二に規定する権限

三十 法九十三条の三第一項及び第二項に規定する権限

三十一 法第九十四条第一項から第五項に規定する権限

三十二 法第九十四条の二第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する権限

三十三 法第九十五条に規定する権限

三十四 法第九十六条第一項に規定する権限

三十五 法第九十六条の二に規定する権限

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第⑤条 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第二十五条の二第三項第二号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第二十五条の二第三項第二号

二 法第二十六条の五第二項第二号

十五 法第六十四条第二項に規定する権限

十六 法第六十五条第二項に規定する権限

十七 法第七十三条において準用する民法第八十三条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三百三十五条の二十五第二項及び第三項に規定する権限

十八 法第九十二条において準用する商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第十四条及び第二十五条第三項に規定する権限

十九 法第九十三条に規定する権限

二十 法第九十三条の二に規定する権限

二十一 法第九十三条の三第一項に規定する権限

二十二 法第九十四条第一項から第五項までに規定する権限

二十三 法第九十四条の二に規定する権限

二十四 法第九十五条に規定する権限

二十五 法第九十五条の二に規定する権限

二十六 法第九十六条第一項に規定する権限

（新規）

三 法第三十条の七第三項第二号（法第七十三条において準用する場合を含む。）

四 法第三十一条の七第十一項第三号（法第七十三条において準用する場合を含む。）

五 法第三十一条の八第三項において読み替えて準用する会社法第三百九十六条第二項第二号

六 法第三十二条第三項第二号

七 法第四十五条第四項第二号（法第七十三条において準用する場合を含む。）

八 法第四十九条第二項第二号

九 法第五十三条の九第二項第三号

十 法第六十八条第二項第三号

十一 法第六十八条の二第二項第三号

十二 法第六十八条の二第九項第三号

十三 法第六十八条の三第二項第三号

十四 法第六十八条の四第八項第三号

（電磁的記録の備置きに関する特則）

第⑧条 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定めるものは、組合の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて組合の主たる事務所又は従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

一 法第二十六条の五第三項

二 法第三十条の七第二項

三 法第三十一条の七第十項

四 法第四十五条第三項（法第七十三条において準用する場合を含む。）

（新規）